

令和3年9月定例総会

令和3年9月10日開催

議事録

土佐清水市 農業委員会

令和3年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後15時～16時

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室

3. 出席委員（12人）

会長	1番 上野 貴生
農業委員	2番 野老山卓男
	3番 尾崎 和代
	5番 岡崎 直正

農地利用最適化推進委員

1番 安田 泰平
2番 弘田 好希
3番 田邊 昌一
4番 池 俊伸
5番 上野 清吉
6番 坂本 直幸
7番 宮上 昌三
8番 岡田 弘重

4. 欠席委員（1人）

4番 池田 克彦

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係 係長	出口 直人
農林水産課農業係	山本 葵
農林水産課農業係	畦地 莉人

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席につきまして、報告致します。

池田委員より欠席の連絡を受けております。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山委員

5番 岡崎委員 の2人を指名致します。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。

発言の際には挙手のうえ、氏名を受けてから発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議についての審議を行います。

担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

議案書1ページ、2ページ、3ページで説明していきます。

申請人、申請地は記載のとおりでございます。

申請理由としては、昭和40年代に耕作が不便なため、杉、檜

の苗木を植林したため現在では成長して山林になっていると

いうものです。

地図です。2ページをご覧ください。

益野から斧積に抜ける道の間でございます。黄色で囲んであ

る箇所が今回の申請地になります。

現況でございます。3ページをご覧ください。

地目は農地となっておりますが、木が生えて農地としては機

能していない状況となっております。以上が非農地証明の案

件になります。

議長
(上野会長) ただ今の説明に関して、地区担当者より補足説明があればお願いします。

池委員 事務局の方と現地確認を行いました。3ページの写真の杉、檜ですが大きなもので直径が35cm～40cmとなっています。

議長
(上野会長) 以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

弘田委員 事務局より説明があったように、この写真を見ると当然、畑の価値は無いと思います。

議長
(上野会長) 他にありませんか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第1号 非農地証明の審議について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長
(上野会長)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認致します。

議案第2号 その他の件について

それでは、

① 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の説明について

担当者の説明を求めます。

事務局
(出口)

それでは概要について説明させていただきます。

資料1の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想とはです

ね、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は農業経営基

盤強化の促進に関する基本構想を策定できることとなってお

ります。内容としましては、農業振興について、認定農業者

の基準について、認定新規就農者の説明について、利用権の

設定等について定めております。

土佐清水市の基本構想は平成26年9月に作成しました。その

事務局
(出口)

後平成 28 年 7 月に改正しております。

資料 2 の経過より、令和 2 年 4 月 1 日付けて農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われたことに伴い、令和 3 年 3 月 31 日付けて高知県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が一部改正となりました。これにより市が作成する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を改正する必要があります。

農業経営基盤強化促進法、改正の概要としましては、農地利用集積円滑化団体及び事業の削除となっております。

また複数の市町村にわたる事項の処理（農業改善計画）の追加が行われました。ざっくりいいますと土佐清水市と四万十市に農地を持っていた場合、各市町村に認定農業者の認定をしていました。今回の改正でこのような場合は県がまとめて認定を行うようになりました。

続きまして、高知県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の改正の概要について説明します。

認定新規就農者の基本的指標の変更が行われました。

おおむね 200 万のところが、250 万になりました。

続きまして土佐清水市農業経営基盤強化の促進に関する基本

事務局
(出口)

方針の改正の概要につきましては、上記改正に即し改正とな
っております。

資料の4、今後の予定について説明させていただきます。

令和3年9月2日に土佐清水市担い手育成総合支援協議会と
連携し、変更案の作成したところです。

農業協同組合、農業委員会に意見聴取の協議については令和3
年9月3日付で文書により意見の聴取をお願いしたところ
です。

市から県への協議が令和3年9月7日に、この変更案の確認
をお願いしています。最終的には県のほうで内部決裁及び関
係機関に意見照会をして県から市に協議に対する同意が令和
3年12月初旬頃に返ってくる予定となっています。

その後、市は公告をして基本構想の改正が終わる流れとなっ
ています。

議長
(上野会長)

質問等はございませんか？

尾崎委員

利用権の設定をするのは、大きな農地を経営する農家さんだ

けでしょうか。

事務局
(出口)

利用権の設定に農地の大きさは関係ありません。また口約束での貸借だと公的な補助の支援金が下りてきません。

安田委員

下ノ加江で区画整理があったのですが、利用権を設定しないために地権者がわからなくなっている農地があります。またトラブルが発生した場合も利用権を設定している方が円滑に解決することができるので小さな農地でもできるだけ設定をお願いします。

事務局
(出口)

また地権者が亡くなった土地の貸借は相続人に印をもらわないといけないので相続の手続きもしっかり行うようお願いします。

議長
(上野会長)

その他質問等ございますか？

ないようですので、次に移ります。

議長
(上野会長)

次の定例総会は、令和3年10月5日(火)15時から
会場は土佐清水市役所第地会議室にて行います。

その他に何かご意見ございませんか？

坂本委員

非農地証明をするメリットはありますか？

事務局
(岡田)

農地は農家さんにしか売却できません。そのため財産分与などで農地を持っている会社員の方などが土地の売却をする場合には非農地証明が必要になります。

坂本委員

市の方で非農地証明を進めていくメリットは何ですか？

事務局
(岡田)

現在、山林化された農地が全国で増えてきて実際の農地面積がわからなくなってきたため、去年から実際の農地面積を洗い出そうという政策が始まりました。この政策によって非農地証明申請手続きの省略にもつながります。

議長
(上野会長)

その他に何かご意見ございませんか？

ないようでしたら、これをもって9月定例総会を閉会といたします。